

熊本県内水面漁場管理委員会

第 3 5 9 回議事録

令和 6 年（ 2 0 2 4 年） 3 月 7 日開催

第359回熊本県内水面漁場管理委員会議事録

開催日時 令和6年（2024年）3月7日（木） 午前10時30分から

開催場所 ホテル熊本テルサ3階 たい樹

出席者

（出席委員）江藤 俊男、木下 優喜、堀川 泰注、齊藤 力、
神田 美希、南本 健成、福井 春菜、松浦ゆかり

（欠席委員）小松野 太樹、皆川 朋子

（水産振興課）課長補佐 石動谷 篤嗣、主幹 木村 武志、主幹 菅野 隆一郎

（事務局）事務局長 鮫島 守、主幹 岡田 丘、主幹 中根 基行、
参事 郡司掛 博昭、技師 對馬 康史

審 議

1 開 会

2 議 事

報告

令和4年度（2022年度）資源管理の状況等の報告等について（報告）

3 閉 会

事務局	第３５９回熊本県内水面漁場管理委員会を開催いたします。 委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は１０名中８名で過半数に達しておりますので、熊本県内水面漁場管理委員会規程第５条の規定に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。 議事に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。第３５９回熊本県内水面漁場管理委員会次第と書かれた資料を１部漁業関係法令集を１部お配りしております。不足している資料はありませんか。よろしいでしょうか。 それでは江藤会長よろしく申し上げます。
議長	おはようございます。大変お忙しい中に御参加いただきまして誠にありがとうございます。今、各漁協さんはカワウでどうにもいかないと言っておられるのが多いかと思っております。どれだけ駆除してもなかなか減っていかないというのが実情だと思いますので、何かいい方法がありましたら教えていただきたいと思います。 それでは、ただ今から第３５９回熊本県内水面漁場管理委員会を開会いたします。 議事に入ります前に、熊本県内水面漁場管理委員会規程第１０条で定められております議事録署名につきましては、本日は堀川委員と福井委員にお願いいたします。 また、議事録作成後は、漁業法第１４５条第４項の規定により、熊本県のホームページに掲載し、公表することとします。それでは早速でございますが、議事に入りたいと思います。 なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。 報告、令和４年度資源管理の状況等の報告等について、でございます。 水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課でございます。よろしく申し上げます。 令和４年度（２０２２年度）資源管理の状況等の報告等について報告いたします。着座にて説明いたします。 資料は１ページからになります。 １、令和４年度増殖実績及び令和５年度予定増殖量についてご

説明します。

第5種共同漁業の免許に係る令和4年度増殖実績及び令和5年度予定増殖量についてご報告します。

はじめに、第5種共同漁業の免許に係る増殖義務についてご説明します。

河川、湖沼等の内水面における漁業権のうち第5種共同漁業につきましては、漁業法第168条において、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない、と定められています。つまり、この免許を受けた内水面漁協は、免許された水産動植物の増殖が義務になります。この増殖については、発眼卵放流、稚魚又は親魚の放流、産卵床の造成などの積極的な人為的手段による増殖に加え、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流も含まれます。

一方で、漁具、漁法、漁期等の制限・禁止による消極的行為については、増殖に含まれない、と水産庁から示されております。

県では、内水面漁協の増殖事業の実績と計画について、毎年ヒアリングを行い、河川環境や資源の状況に応じた増殖がなされるよう指導や情報提供を行っております。今年度につきましても、令和4年度の増殖実績及び令和5年度の予定増殖量について、令和5年5月から6月にかけてヒアリングを行い、その後、報告内容を精査するとともに、必要に応じて追加のヒアリングを実施しております。

少し後ろのページになりますが、10ページに漁業権の位置図をまとめております。当該実績及び計画の報告対象となる第5種共同漁業は、内共第1号から内共第18号のうち、内共第9号を除く17件となっております。

なお、次のページには、各漁業権の漁業種類をまとめております。後ほどご覧ください。

それでは、報告内容の説明に移ります。2ページをお願いします。

こちらは、令和4年度の増殖実績を表にしたものです。表の1行目の義務放流実施分とは、遊漁料や行使料等により実施したもので、計画、実績に併せて、各漁協の履行状況を確認しています。なお、1行目の右側にあります（参考）自主放流実施分につきましては、県市町村からの委託・補助等その他により実施したものを参考として記載しております。単位につきましては、稚魚等の放流や堰堤からのすくい上げによる場合は重量（キ

ログラム)、発眼卵を設置した場合にはその卵数（万粒）、産卵床造成の場合は面積（平方メートル）としております。

具体的実績についてご報告します。はじめに対象魚種のうち、こいにつきましては、全漁協の実績が記載されていません。これはコイヘルペスウイルス病のまん延防止の観点から、こいの移動制限に係る本委員会の指示があるためです。こい以外については、義務放流実施分につきましては、一部、計画数量に満たない状況等がみられており、増殖を未実施の魚種も見受けられました。

増殖の未実施や計画数量に満たない例としては、わかさぎの発眼卵など、種苗の生産地の不漁により種苗の入手ができず計画に満たなかったものや、価格が高騰し、計画通りの数量を確保できなかったといったものでした。

一方で、昨年度のヒアリング後、産卵床造成方法等が掲載された増殖マニュアル等の情報を漁業権者へ提供するなどしたところ、令和３年度は８漁業権１１魚種あった増殖未実施魚種が、令和４年度は５漁業権６魚種に減少しました。このため、県としては、引き続き、漁業権者に対して情報提供や意見交換するなどして、漁場の活用状況に見合った量での放流や産卵時期に合わせた産卵床造成等の増殖を実施するよう、求めてまいります。

次に、令和５年度の予定増殖量です。６ページをお願いいたします。各漁協から、概ね例年どおりの放流量を予定しているというところで報告を受けております。今後、令和５年度の実績等につきましては、漁協へ報告等を求めるとともにヒアリングを進めてまいります。

令和４年度増殖実績及び令和５年度予定増殖量の報告については以上となります。

続きまして、令和４年度資源管理の状況等の報告についてご報告します。１２ページをお願いします。

はじめに、１ 資源管理状況等の報告の義務化についてです。令和２年１２月１日に施行された漁業法第９０条第１項及び漁業法施行規則第２８条第１項において、漁業権者は、漁業権の内容である漁業について、資源管理の状況や漁場の活用状況等を１年に１回以上、知事に報告することが義務付けられました。また、同法第９０条第２項及び同規則第２８条第３項において、知事は漁業権者からの報告に係る事項に関する意見を付して、１年に１回以上内水面漁場管理委員会に報告することが

義務付けられました。今回の報告は、内水面の漁業権に係る令和４年度の行使実態について、当該漁業権者から県に報告された内容を委員会へ報告するものです。

次に、２ 報告方法についてです。令和５年４月に全漁業権者に対して、漁業法第９０条報告に関する文書を発出し、令和４年度分について、報告を求めました。対象漁業権は、内共第１号から内共第１８号の１８件あり、内訳は、先ほどの報告でご紹介しました第５種共同漁業の１７件に加えて、第１種共同漁業が６件となっております。今回、この全てについて報告がなされております。

冒頭ご説明のとおり、漁業権の位置図は１０ページに、各漁業権の漁業種は１１ページにまとめております。

次に報告内容です。１２ページにお戻りください。

ア 資源管理の状況については、①漁業関連法令の遵守、②休漁日や漁獲上限の設定等、③しじみ、はまぐりなどの定着性水産動植物の種苗放流や産卵場造成等の増殖の取組状況になります。なお、③は第１種共同漁業のみとなっています。

イ 漁場の活用状況については、①漁業権の種類、②漁業の名称、③組合員行使権者数、④延べ操業日数又は操業期間、⑤漁獲量になります。なお、第５種共同漁業については、①から⑤に加えて、⑥遊漁券の販売枚数又は先ほどご報告しました漁種別増殖実施量となります。参考までに、１５ページと１６ページに漁業別の報告様式を添付しておりますので、こちらをご覧ください。このような形で各漁協に報告を求めています。

次に１３ページをお開きください。３ 漁業権の適切かつ有効の判断及び報告に係る事項に関する意見についてです。まず、（１）判断の方法です。適切かつ有効については、各漁業権者からの報告内容に加えて、漁業権者への聞き取りを行った上で判断しております。

<マイクトラブル>

それでは、（２）報告及び聞き取りによる状況の整理についてご説明します。

まず、ア 第１種共同漁業についてです。１４ページの上段の表をご覧ください。表の①、②にありますように、漁業関係法令について及び採捕の制限に関する取組みの実施等については、全ての漁業権者で遵守されておりました。

次に、③定着性水産動植物の資源の増殖に関する取組みの実施状況ですが、３漁業権、１漁業種で放流等が実施されておりました。

	最後に、④の漁場の活用状況です。表からも分かるように、漁獲が無い漁業権が4漁業権ありましたが、これは、資源量の減少によるもので、各漁業権者によって、放流や禁漁等による資源管理が行われております。 次に、イ 第5種共同漁業です。14ページの下段の表になります。①、②にありますように、漁業関係法令について及び採捕の制限に関する取組みの実施等については、全ての漁業権者で遵守されていまして。また、③定着性水産動植物の資源の増殖に関する取組みの実施状況ですが、第5種共同漁業は該当なしです。 次に、④の漁場の活用状況です。増殖が未実施であった5漁業権6魚種については、種苗等の入手が困難として放流を実施していませんでした。先ほどの増殖実績でもご説明しましたが、漁業権者への情報提供等により、令和3年度の8漁業権11魚種から増殖未実施の漁業権、魚種は減少しております。 これらの結果を基に、13ページご覧ください。(3) 判断結果と報告に係る事項に関する意見を整理しました。 まず、第1種共同漁業についてです。こちらは、放流や禁漁等により資源量の回復を図るなど、資源の管理及び漁場の活用がなされており、当該漁業権は、適切かつ有効に活用されております。 次に、第5種共同漁業についてです。イをご覧ください。先ほどお示したように、5漁業権6漁業種類については、増殖事業が実施されていないため、漁業種類としては増殖義務を果たしていないことになります。これらの増殖未実施の漁業種類については、対象となる漁業権者に対して、引き続き情報提供や意見交換を行い、漁場の活用状況に見合った量での放流や産卵時期に合わせた産卵床造成等の増殖を実施するよう、求めてまいります。 今後も、毎年度、同様の判断を行い、内水面漁業権が適切かつ有効に活用されるよう、県としての責務を果たしてまいります。以上で報告を終わります。
議長	ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆さんから御質問、御意見はございませんか。
南本委員	入手困難な魚種が数種類ありますけれども、その中で菊池川漁協は結構な放流、二見漁協で入手困難と書いてあるものでも結構放流されているんですけれども、参考までに教えていただけますか。オイカワの入手先はどこから。
議長	放流は人吉の水産をしている人から入れております。オイカ

	ワも。
南本委員	順番に。では、次にワカサギは入手困難としている漁協もありましたけれどもどちらから。
議長	諏訪湖からです。諏訪から仕入れます。
南本委員	手長エビは。
議長	手長エビは滋賀県からです。琵琶湖から持ってきています。
南本委員	琵琶湖ですね。それと、スッポンは。
議長	スッポンはうちの漁協の近くにスッポン屋さんがいるんです。そこから買って放流しています。
南本委員	はい。最後にモクズガニはかなり入手が難しくなっているとお聞きしておりましたが、今はモクズガニは。
議長	3年か4年ぐらい前から県にお世話になって、真っ黒になっている卵を持った親ガニを20匹か30匹獲って、水産研究センター横の里海づくり協会に持って行って孵化をさせてもらっています。去年はこれが獲れなかった。3年間のうち去年だけが獲れなかった。稚ガニがなかなか手に入らないので大きいカニを今は放流しています。
南本委員	はい、分かりました。以上です。
議長	他にございませんか。
齊藤委員	ちょっと気になったのが令和4年度のアユの放流実績なのですが、全部の川が減になっているというか、菊池川で80パーセント、緑川で47パーセント、球磨川で30パーセントと全部減になっているのですが、計画よりも実績がなんでこんなに少なかったのかということをお聞きしたいと思います。
事務局	水産振興課です。ただいまの質問についてお答えいたします。こちらで把握してる範囲でお答えします。放流自体は減っている部分がありますが、例えば産卵場の造成や別の方法とかで考えると全体的にはなるべく増殖の事業としては実施できるような形になっております。

齊藤委員	はい、分かりました。
議長	今、河川が強靱化で掘削されて砂利等が少なくなっているのが現状です。今まで放流していた量を削減しなければほかの魚がなくなってしまうです。そのところがあるのでみんなで話し合って決断しています。
齊藤委員	最初の計画が大きいなと思ったので。
議長	他にございませんか。
議長	それでは、無いようですので報告の1を終わります。 本日、事務局が予定しました議題等は以上ですが、皆さんから他に何かございませんか。
堀川委員	報告書もありましたが、そのことを一つお聞きしたいんですが、実はうなぎが入手困難な状態で、昨年の令和5年は2ヶ所の方をお願いをいたしました。ところが、1事業者の方が入手困難なために球磨川漁協に引き渡しできないということで、1か所の事業所で確保した量が半分に近かったとのことで、令和6年度はしっかりと確保してやりたいと思っておりますが、今の稚魚、4月のうなぎの状況をお聞きしたいので県の分かる範囲で今年の状況を教えていただければと思います。
事務局	今、県で把握している令和6年産のウナギの稚魚の採捕の状況については1月20日現在になりますけれども、現在8キロ漁獲されているという報告がっております。これがまた、他県鹿児島県とか先日新聞には少し戻っていて例年よりは多いという話は入手しているところです。以上です。
堀川委員	だいたい8キロぐらいいうことですね。
事務局	まだ、2月3月とありますので、まだ獲れているので継続中という形ではあります。
堀川委員	分かりました。
議長	他にございませんか。

委員	ありません。
議長	ないようですので事務局から何かありませんか。
事務局	ありません。
議長	これをもちまして第３５９回熊本県内水面漁場管理委員会を閉会します。皆様お疲れ様でした。